

確定申告 持ち物チェックリスト

(※)の書類は事前に作成をお願いします。

申告用紙など

- 税務署から送付された確定申告書またはお知らせハガキ(昨年住民税申告をした方は、市役所から送付した住民税申告書)
※申告書は、申告会場にも用意しています

所得控除などに関するもの

- 国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料の支払金額が分かるもの
※市役所で申告する場合、証明書などは不要。ただし、他市町村に納付したものは、証明書を持参してください
- 任意継続健康保険料などの支払金額が分かるもの
- 国民年金保険料支払証明書
- 各種控除証明書：生命保険・介護医療保険・個人年金・地震保険・長期損害保険・小規模企業共済等掛金・寄附金(ふるさと納税はワンストップ特例申請分含む)など
- 医療費控除を受ける方は、**医療費の明細書(※)**・医療費の領収書(明細書を作成していれば不要)
※おむつ代の医療費控除を受ける方は、おむつ使用証明書など
※保険金・付加給付金・高額療養費・マル福などによる補てんがある場合は、その金額が分かるもの
- セルフメディケーション税制の控除を受ける方は一定の取り組みを行なったことを明らかにする書類
- 住宅借入金等特別控除を受ける方(2年目以降)は、住宅借入金等特別控除申告書と住宅取得資金に係る借入金年末残高証明書
- 障害者控除を受ける方は、身体障害者手帳・精神障害者手帳・療育手帳など(本人または扶養親族が該当の場合)
- 扶養親族が国外に居住している場合、親族関係書類・送金関係書類それぞれの訳文

収入に関するもの

- 給与収入がある方
- 勤務先で発行する源泉徴収票(所得税が引かれていない方は給与明細書など)
※給与から所得税が引かれている場合は、必ず勤務先で源泉徴収票を発行してもらってください。どうしても発行してもらえない場合は、潮来税務署(☎0299-66-6931)に相談してください

収入に関するもの

- 報酬など・事業(営業等・農業)・不動産の収入がある方
 - 支払調書(報酬などの収入がある方)
 - 収支内訳書(※)
 - 事業にかかる売り上げや経費の資料
- 年金(国民年金・厚生年金・基金・個人年金)収入がある方
 - 日本年金機構などの発行する年金の源泉徴収票
※年金振込通知書では受け付けできません
- 配当収入がある方
 - 配当金計算書、上場株式配当などの支払明細書
- 保険金収入がある方
 - 生命保険会社などが発行する支払証明書
- 暗号資産(仮想通貨)の収入がある方
 - 収入・経費を計算した暗号資産の計算書(※)
- その他収入・経費の金額がわかるもの

その他

- 所得税の還付を受ける方は、金融機関名・支店名・預金の種類・口座番号がわかるもの
※本人名義以外の口座には還付することはできません

マイナンバーや本人確認書類など

- 申告者本人のマイナンバーや本人確認ができる書類
- 控除対象配偶者・扶養親族・専従者がいる方は、その方のマイナンバーも必要です

確定申告には、マイナンバーが必要です!

マイナンバーカードをお持ちの方は

- マイナンバーカードのみ

マイナンバーカードをお持ちでない方は

- マイナンバーが記載された住民票の写しなど
- マイナンバーが確認できるもの
- 通知カード



本人確認書類

- 運転免許証
- 公的医療保険の被保険者証
- パスポート ●身体障害者手帳
- 在留カード
- 税務署(市役所)から送付した住所、氏名が記載された申告書や確定申告のお知らせハガキ などのうちいずれか1つ

確定申告・住民税申告のお知らせ

潮来税務署(所得税について)☎0299-66-6931
課税課(住民税について)☎0299-90-1134

期間

2月16日(水)～3月15日(火) ※土・日曜日、祝日を除く
午前9時～11時・午後1時～4時

※発券機による受付を実施します
発券時間：午前8時30分～午後4時

感染症対策

- マスクを着用し、できる限り少人数でお越しください。また、検温と手指消毒にご協力をお願いします
- せき・発熱などの症状がある方は来場をご遠慮ください
- 申告会場は例年、受付開始日直後と受付終了日前の数日間が特に混み合う傾向にあります。混み合う時期を避けてお越しください

会場

市役所本庁舎 2階 201会議室
波崎総合支所・防災センター
潮来税務署(確定申告のみ)

当日の待合状況

申告期間中のみ閲覧可



【確定申告が必要な方】

- 給与所得があり、次のいずれかに当てはまる方
 - 給与収入が2,000万円を超える
 - 給与所得以外の所得合計が20万円を超える
 - 2カ所以上から給与の支払いを受け、年末調整されていない給与の収入金額と、給与所得と退職所得以外の所得金額の合計が20万円を超える など
- 事業・不動産所得などの所得合計額が所得控除額を超える など

市の申告会場で受付できないもの

- 申告日時点で市内に住民登録がない方の申告、令和2年分以前の申告、株式などや土地・建物等の譲渡所得、先物取引、住宅借入金等特別控除の初年度、認定住宅や住宅耐震改修等の住宅特別控除、雑損控除、青色申告の繰越控除や繰戻還付、暗号資産の収入がある方で計算書が未作成の方の申告、2021年中に亡くなった方の準確定申告、分離課税の配当所得、消費税、贈与税、相続税など

【住民税申告が必要な方】

- 2022年1月1日現在、市内に居住し、2021年中に給与・公的年金所得以外の所得があった
- 勤務先から給与支払報告書が市に提出されていない(勤務先に確認してください)
- 所得がなかった方で、国民健康保険税等の軽減措置などを希望する→詳しくは10ページをご覧ください

高齢者の所得税法上の障害者控除対象者認定

図長寿介護課☎0299-91-1702

寝たきり状態や認知症状などがある65歳以上の高齢者は、身体障害者手帳などをお持ちでない方でも「認定書」の交付を受けることで、確定申告の際に障害者控除を受けることができます。「認定書」の発行には1週間かかります。詳しくは、お問い合わせください。